# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書 【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月29日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社 【代表者の役職氏名】 СЕО兼代表取締役社長 小池 広靖 【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【電話番号】 03-6387-5000

【届出の対象とした募集(売出)内国投資

信託受益証券に係るファンドの名称】 2,000億円を上限とします。

【届出の対象とした募集(売出)内国投資

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50連動型上場投信

# 第一部【証券情報】

# (1)【ファンドの名称】

NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50連動型上場投信 (以下「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称を「NF・インド株ETF」とします。)

#### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り、97円とします。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まの要益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

# (3)【発行(売出)価額の総額】

2,000億円を上限とします。

#### (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額 に100.50%以内(2025年10月29日現在100.30%)の 率を乗じて得た価額(「販売基準価額」といいます。)とします。

「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては 100口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

# (5)【申込手数料】

販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額 とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

# (6)【申込単位】

50万口以上1万口单位

# (7)【申込期間】

2025年10月30日から2026年10月28日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

# (8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

# (9)【払込期日】

販売会社の指定する日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」(または「委託会社」といいます。) の指定する口座を経由して、「受託者」(または「受託会社」といいます。) の指定するファンド口座に払い込まれます。

# (10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

#### (11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

# (12)【その他】

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書 ( 内国投資信託受益証券 )

該当事項はありません。

# 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

### 1【ファンドの性格】

#### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、インドルピーベースのNifty 50指数(税引後配当込み) を対象株価指数(「対象株価指数」といいます。)とし、日本円換算した対象株価指数に連動する(基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)投資成果を目指す追加型株式投資信託です。

Nifty 50指数(税引後配当込み)は、インドを代表する株価指数です。インドのナショナル証券取引所に上場する銘柄のうち、時価総額、流動性、浮動株比率等の基準を用いて選定した50銘柄で構成されています。指数の計算方法は、浮動株調整済時価総額加重平均方式です。1995年11月3日を基準日とし、その日の指数値を1000として、インドルピー建てで算出されています。

インドルピーベースである対象株価指数の日本円換算は、原則として、対象株価指数の算出対象日の翌営 業日の対顧客電信売買相場の仲値を用いて算出します。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

# 信託金の限度額

ファンドの信託金限度額は、1,100億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

受益権を上場します。

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口単位です。

手数料は申込みの販売会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象株価指数に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

一定口数以上の受益権を有する投資家は、信託契約の一部解約の実行を請求することができます。

基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

# <商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りで

す。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50連動型上場投信)

# 《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単 位 型	国内	株 式	MMF	インデックス型
	海	不動産投信	MRF	
追 加 型	内外	その他資産 ( )	ETF	特殊型
		資産複合		

#### 《属性区分表》

投資対象資産	<b>決算頻度</b>	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回			日経225
中小型株	<b>7.</b>	日本		
<b>连光</b>	年4回	الا عالـ الا عالـ	+- 12	
債券 一般	年6回	北米	あり	TOPIX
公債	午6日 (隔月)	区欠州	( )	
社債	( C.CEHA )	EA711		
その他債券	年12回	アジア		その他
クレジット属性	· ( <b>毎月</b> )			(Nifty 50指数(税引後
( )		オセアニア		配当込み))
	日々			
不動産投信		中南米	なし	
7. 0. //L /伊立	その他	<b>77</b> 114		
その他資産	( )	アフリカ		
( )		中近東		
資産複合		(中東)		
(その他資産(株価指				
数先物取引、外国為		エマージング		
替先物取引)、株式				
一般、債券 その他債				
券(高格付債))				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、Nifty 50指数(税引後配当込み)に連動する投資成果を目指します。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(資産複合)と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 https://www.toushin.or.jp/

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は 以下の通りです。(2023年1月19日現在)

#### <商品分類表定義>

#### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

#### 「投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲 げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な 収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

# [独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託が近に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### 「補足分類 ]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組み あるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運 用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合 には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

# <属性区分表定義>

#### [投資対象資産による属性区分]

#### 株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### 倩券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをい

う。

- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### 「決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

### [投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

#### 「特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

# (2)【ファンドの沿革】

2009年11月24日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2009年11月26日 受益権を東京証券取引所へ上場

2013年10月30日 「NEXT FUNDS インド株式指数・S&P CNX

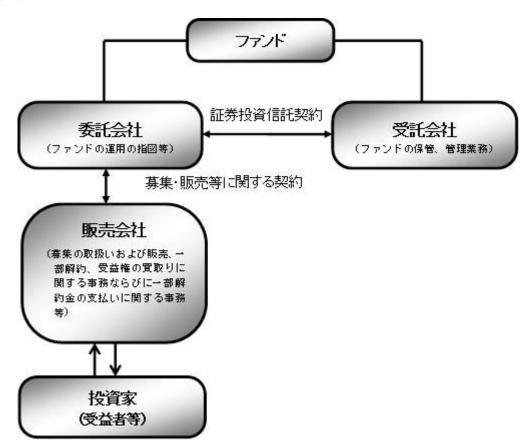
Nifty連動型上場投信」から「NEXT FUNDS インド株式指数・CNX Nifty連動型上場投信」へ名称

を変更

2016年4月27日 「NEXT FUNDS インド株式指数・CNX Nifty連

動型上場投信」から「NEXT FUNDS インド株式 指数・Nifty 50連動型上場投信」へ名称を変更

# (3)【ファンドの仕組み】



ファンド	NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50連動型上場投信					
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社					
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社					

委託会社の概況(2025年9月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

#### 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

以下のいずれかの運用方法、もしくは複数を組み合わせた運用方法により、日本円換算した対象株価指数 に連動する投資成果を目指します。選択する運用方法、運用方法の組み合わせは、効率性等を勘案の上、決 定します。

内外の短期有価証券に投資するとともに、株価指数先物取引、外国為替先物取引、外国為替予約取 引等を利用する方法

対象株価指数(対象株価指数と表示通貨を同一に換算することで当該対象株価指数との連動性を有するものを含むものとします。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(下記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」の2から6、12から14および16に掲げるものに限るものとし、「指数連動有価証券」といいます。)に投資を行なう方法

対象株価指数に採用されている銘柄の株式、すでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式 および当該各銘柄の株価(当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有す るものを含むものとします。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(下記「(2)投 資対象 有価証券の指図範囲」の2から6、12から14および16に掲げるものに限るものとし、「株価 連動有価証券」といいます。)に投資を行なう方法

なお、デリバティブ取引は、当該指数に連動する投資成果を目指すため、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で行ないます。また指数連動有価証券または株価連動有価証券を通じた実質的な取引においても同様とします。

追加設定時には、設定後の信託財産が運用の基本方針に沿うよう、信託財産を組成します。

一部解約の実行の請求に応じる場合には、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に

係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行ないます。ただし、当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託に係る金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除きます。

次の場合には、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

- ア.対象株価指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
- イ.対象株価指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合
- ウ.信託財産に属する指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と日本円換算した対象株価指数の連動性が失われるおそれがある場合
- 工.選択する運用方法、運用方法の組み合わせを変更する場合
- オ.その他基準価額と日本円換算した対象株価指数の連動性を維持するために必要な場合 投資を行なう公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものとします。(格付けのない 場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)

投資する公社債の選定にあたっては、発行条件を重視することにより、一発行体の公社債に投資することとなり、その結果、その投資比率がほぼ100%になることが予定されます。(ファンドの純資産額、当該公社債の発行額、発行体の信用状況等を勘案して複数の発行体が発行する公社債に投資する場合があります。)

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。なお、外貨エクスポージャーの調整を目的として、外国為替先物取引や外国為替予約取引等を適宜活用する場合があります。なお、外国為替予約取引は為替相場の変動リスクを減じる目的で行ないます。また指数連動有価証券または株価連動有価証券を通じた実質的な取引においても同様とします。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 指数の著作権等について

NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50連動型上場投信(以下、「本商品」)は、NSE Indices Limitedによって支持、保証、販売又は販売促進されるものではありません。

NSE Indices Limitedは、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般又は本商品に関する投資の妥当性について、またNifty 50指数(税引後配当込み)(以下、「本指数」)がインド株式市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、明示的にも暗示的にも、何ら表明又は保証するものではありません。

NSE Indices Limitedの野村アセットマネジメント株式会社に対する唯一の関係は、NSE Indices Limitedが野村アセットマネジメント株式会社又は本商品に関係なく決定、作成及び計算する本指数に関する登録商標及び商号についての利用許諾を与えることです。

NSE Indices Limitedは、本指数の決定、作成及び計算において、野村アセットマネジメント株式会社又は本商品の所有者の要求等を考慮に入れる義務を負うものではありません。

NSE Indices Limitedは、本商品の発行時期、発行価格、発行数量の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に関わっておらず、また責任を負いません。

NSE Indices Limitedは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではありません。

NSE Indices Limitedは、本指数及びそれに含まれるデータの正確性や完全性を保証するものではなく、本指数に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負いません。

NSE Indices Limitedは、本指数又はそれに含まれるデータの使用により、野村アセットマネジメント株式会社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果について、明示的にも暗示的にも何ら保証しません。

NSE Indices Limitedは、本指数又はそれに含まれるデータに関して、商品性や特定の目的・使用への適合性について、明示的にも暗示的にも保証せず、かつ、かかる保証に対する責任を負いません。

以上のことにかかわらず、いかなる直接的、特別の、懲罰的、間接的あるいは結果的な損害(逸失利益を含む)を含めて、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、本商品から生じる、もしくは本商品に関連する損害や損失に対してNSE Indices Limitedが責任を負うことはありません。

#### (2)【投資対象】

内外の短期有価証券、指数連動有価証券、ならびに対象株価指数に採用されている銘柄の株式、すでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式および株価連動有価証券を主要投資対象とし、株価指数先物取引、外国為替予約取引等を主要取引対象とします。

#### 投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

- この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

# イ.有価証券

- ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「 その他 の投資対象」に定めるものに限ります。)に係る権利
- ハ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

- 二. 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

# イ.為替手形

# 有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、対象株価指数(対象株価指数と表示通貨を同一に換算することで当該対象株価指数との連動性を有するものを含むものとします。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(第2号から第6号、第12号から第14号および第16号に掲げるものに限るものとし、以下「指数連動有価証券」といいます。)、ならびに対象株価指数に採用されている銘柄の株式、すでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式および当該各銘柄の株価(当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含むものとします。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(第2号から第6号、第12号から第14号および第16号に掲げるものに限るものとし、以下「株価連動有価証券」といいます。)のほか、次の各号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 6. 社債券
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 17.受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 18.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 21.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

## 金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第 2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(上記 に掲げるものを除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で上記5の権利の性質を有するもの

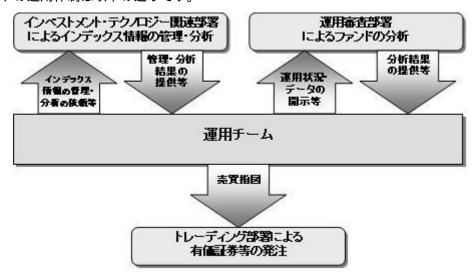
# その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引
- 3. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

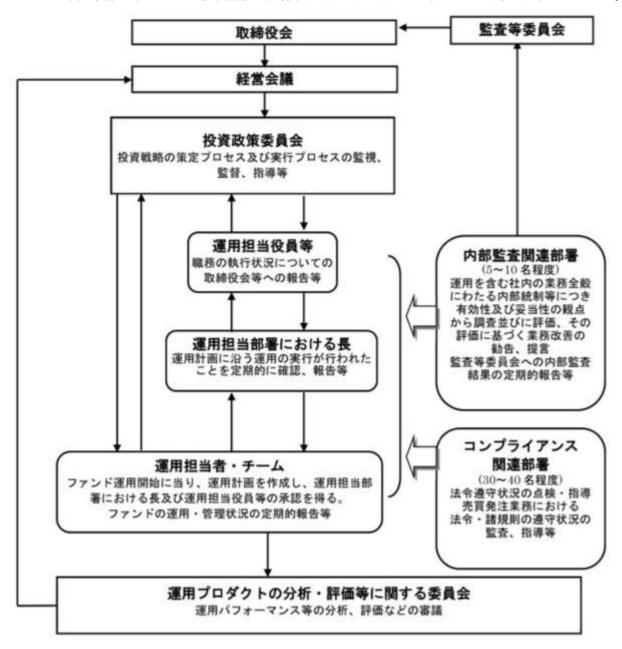
# (3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、 投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務 付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス 体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

# (4)【分配方針】

信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金が

ゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行ないません。

信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

- 1.有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、解約差益金
- 2.有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、解約差損金
- \*将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

# (5)【投資制限】

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限) 株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限) デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

### 先物取引等の運用指図(約款第20条の2)

- ( )委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号 イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項 第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所における これらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプ ション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- ()委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

# スワップ取引の運用指図(約款第20条の3)

( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 直物為替先渡取引の運用指図(約款第24条の2)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないもの とします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではあ りません。
- ( ) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額 等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

# 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第21条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第22条)

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 資金の借入れ(約款第29条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純

資産総額の10%を超えないこととします。

- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ( )委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ( )当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

#### 3【投資リスク】

# 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用に</u>よる損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落</u>により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### 「株価変動リスク]

ファンドは、対象株価指数に採用されている銘柄(採用が決定された銘柄を含みます。)の株式もしくは株価連動有価証券(以上を総称して、「株式等」といいます。)への投資、指数連動有価証券への投資、株価指数先物取引を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうインドの株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

# 「債券価格変動リスク 1

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

#### 「為替変動リスク ]

ファンドは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行なわず、為替先物取引や為替予約取引等を利用してインドルピーのエクスポージャーを原則として純資産総額と同程度となるように調整を行なうため、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とするインドルピーについては、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### 対象株価指数と基準価額の主な乖離要因

ファンドは、基準価額が日本円換算した対象株価指数と高位に連動することを目指しますが、主として

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

次のような要因があるため、日本円換算した対象株価指数と一致した推移をすることを運用上お約束で きるものではありません。

対象株価指数の算出方法が加重平均方式であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総 額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと。

対象株価指数構成銘柄(以下「構成銘柄」といいます。)の売買単位未満の金銭を保有することなどによる影響、および資金の流出入のタイミングと当該資金の流出入に伴い実際に構成銘柄等を売買するタイミングのずれの影響により、構成銘柄等の組入比率およびインドルピーの為替エクスポージャーが必ずしも100%とならないこと。

対象株価指数の構成銘柄の入替や個別銘柄の資本異動等によりポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること。

対象株価指数と株価指数先物取引の値動きに乖離が生じることや、対象株価指数の日本円換算に用いる為替レートと外国為替先物取引と外国為替予約取引を組み合わせた値動きに乖離が生じる場合があること。また、先物取引に係る証拠金がインドルピーと異なる通貨の場合、為替レートの価格差が生じること。

株式等または指数連動有価証券の売買・評価価格と日本円換算した対象株価指数が一致しないこと (指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行体の信用度が低下した場合等も含まれます。)が あること。

インド国内の法令・税制等により、株式等や指数連動有価証券への投資および株価指数先物取引について、ファンドにおける評価等が直接的または間接的に影響を受ける場合があること。

信託報酬等のコスト負担があること。

対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

# その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用 はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と日本円換算した対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が日本円換算した対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。

ファンドが実質的に投資するインドにおいては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが 緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制 約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

ファンドが投資対象とする、インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドの金融商品取引所において、非居住者が、株式を売却した場合、その売買益に対してキャピタル・ゲイン税の他、その他の税が付加されます。ファンドに係る法令・会計基準に則り、税制・税率を考慮して日々基準価額を計算しています。税制・税率の変更や税の還付もしくは追加納税等が発生した場合には、基準価額が影響を受ける場合があります。また、インドの株式には、外国人機関投資家の上限保有比率等に制限のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。

これらの記載は、2025年8月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

受益者は、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換をすることはできません。

#### 委託会社におけるリスクマネジメント体制

#### リスク管理関連の委員会

#### パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、 審議を行ないます。

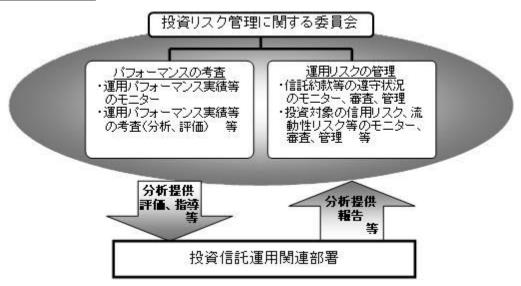
#### 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是 正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

#### 流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを 実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流 動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

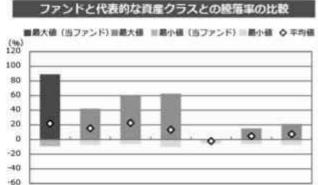
# リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

# ■ リスクの定量的比較 (2020年9月末~2025年8月末:月次)

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 (%) 30,000 25,000 100 20,000 80 15,000 60 40 10,000 5,000 20 0 0 20 - 40 - 60 2020年9月 2021年8月 2022年8月 2023年8月 2024年8月 2025年8月



日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進間債 新興国債 当ファント

	当かけ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大值(96)	89.0	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小值 (%)	△ 9.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均值 (%)	21.8	15.3	22.9	13.5	△ 2.2	4.8	7.4

- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2020年9月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間順落事は、2020年9月から2025年8月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1年間の機 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- +決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の機落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

  - <代表的な資産クラスの指数> ○日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

  - ○先進国称: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース) ○新興国称: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)
- 〇日本国債: NOMURA-BPI国債
- ○先進国債:FTSE世界国債インデックス(輝く日本、ヘッジなし・円ペース) ○新筒国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)

#### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証殊価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証保価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X 」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の分表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標準又は務果に関するすべての権利は J P X が存します。 J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出又は公表の訓練、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本語品は、 J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本語品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

- てもJPXは責任を負いません。
  OMSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を負しています。
  ONOMURA-BPI国債・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、保頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を負いません。
  OFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)は、FTSE Fixed Income LICにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の財産制度であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LICが負しています。
- LLCの知的財産であり、担意に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

  OJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)」(ここでは「担赦」とよびます)についてここに 提供された情報は、担数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の商品や協力であった。また、投資機関や役金における会計アドバイ なれるコンプアメーション、頭いは耐酸に関連する何らかの側部の別種植や傾向を決めるものでもありません。また、投資順略や検索における芸計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、IPMのrgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、IPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は適切なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、IPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてボジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または資主になっている可能性もあります。
  米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する延寿、金融商品または取引(ここでは「プログクト」と呼びます)についての機能、保護または販売保護を行いません。また要素は企業を発売しません。また。また。また。それまたる表表を表現におけると思想にあると思想にあると思想にありません。ここにある。

ロックト)と呼びます。たらいての通知、保護または原光を重要されていません。維持成とは実施的的主義、成とは特にプロタクトへの投資の住業に、たけた。 また金融市場における投資機会を指数に連動させる成いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または発証、成とは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付益する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。 JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities PLC. またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総会研究所, FTSE Fixed Income LLC 他)

# 4【手数料等及び税金】

# (1)【申込手数料】

販売基準価額(取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に100.50%以内(2025年10月29日現在

100.30%)の率を乗じた価額)に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。

#### (2)【換金(解約)手数料】

販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。

#### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算 した額を加算して得た額とし、その配分については以下の通り(税抜)とします。

1.信託財産の純資産総額に年1.045%(税抜年0.95%)以内(2025年10月29日現在年1.045%(税抜年0.95%))の率を乗じて得た額。

- \*上記配分は、2025年10月29日現在の信託報酬率における配分です。
- 2.有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の44%(税抜40%)以内の額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

# 支払先の役務の内容

~1000 Kill of L	
<委託会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに	ファンドの財産の保管・
伴う調査、受託会社への	管理、委託会社からの指
指図、法定書面等の作	図の実行等
成、基準価額の算出等	

# (4)【その他の手数料等】

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(これに類するものを含みます。以下「商標使用料等」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料等に係る消費税等に相当する金額は、

有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 受送者の負担とし、信託財産中から支急することができます。なお、信託財産中から支払わない全額につ

受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者が負担します。

対象株価指数に係る商標使用料(2025年10月29日現在)

ファンドの純資産総額に対し、年率0.05%を乗じて得た額とします。

ただし、純資産総額に対して年率0.05%を乗じて得た額が、各計算期間において1.5万米ドル相当額を 下回る場合は、同相当額を負担することとなっており、その場合の差額分は委託会社の負担としま す。

ファンドの上場に係る費用(2025年10月29日現在)

- ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。
- ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に 相当する金額、先物取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われま す。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

販売基準価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に100.5%以内(2025年10月29日現在100.3%)の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.5%以内(2025年10月29日現在0.3%)の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、 基準価額に0.5%以内(2025年10月29日現在0.3%)の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する 口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

\*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

# (5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

収益分配金の受取時

分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

売却時、換金(解約)時および償還時の価額から取得費(買付・申込手数料(税込)を含む)及び譲渡費用を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

#### 損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに 限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
・特定公社債 <sup>(注1)</sup> の利子 ・ <u>公募</u> 公社債投資信託の収 益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場 株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益 分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。
- \*少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。 NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じ る配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益 通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一 定の条件に該当する方が対象となります。

なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金の受取時

分配金については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収 が行なわれます。なお、地方税の 源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

収益分配金の益金不算入の対象とはなりません。

受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

法人の投資家については、受益権の売却時、換金(解約)時および償還時における源泉徴収はありません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年8月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

# 5【運用状況】

以下は2025年8月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	42,285,852,348	70.54
現金・預金・その他資産(負債控除後)		17,655,457,616	29.45
合計 (純資産総額)	59,941,309,964	100.00	

# その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。 評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	インド	59,263,690,215	98.86
その他先物取引	買建	シンガポール	59,221,694,810	98.79

# (2)【投資資産】

# 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 (円)	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ		US TREASURY BILL	40,000,000	14,624.31	5,849,727,933	14,628.10	5,851,240,369		2025/9/16	9.76
2	アメリカ		US TREASURY BILL	40,000,000	14,523.30	5,809,322,093	14,524.28	5,809,714,654		2025/12/2	9.69
3	アメリカ		US TREASURY BILL	30,000,000	14,648.40	4,394,520,888	14,652.36	4,395,708,883		2025/9/2	7.33
4	アメリカ		US TREASURY BILL	30,000,000	14,636.38	4,390,915,912	14,640.25	4,392,075,512		2025/9/9	7.32
5	アメリカ		US TREASURY BILL	30,000,000	14,589.13	4,376,740,189	14,592.47	4,377,741,002		2025/10/7	7.30
6	アメリカ		US TREASURY BILL	30,000,000	14,578.38	4,373,514,707	14,580.69	4,374,209,011		2025/10/14	7.29
7	アメリカ		US TREASURY BILL	30,000,000	14,555.21	4,366,565,243	14,558.49	4,367,548,576		2025/10/28	7.28
8	アメリカ		US TREASURY BILL	30,000,000	14,532.42	4,359,726,119	14,535.05	4,360,516,842		2025/11/18	7.27
9	アメリカ		US TREASURY BILL	30,000,000	14,520.97	4,356,292,230	14,523.65	4,357,097,499		2025/11/25	7.26

# 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	70.54
合 計	70.54

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。 評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国 / 地 域	取引所	名称	買建 / 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引			IFSC Nifty50指数 先物(2025年09月 限)	買建	8,190	米ドル	409,564,484	60,173,213,957	403,373,880	59,263,690,215	98.86

		SGX インドル ピー/米ドル 通貨	買建	17,670米ドル	404,023,562	59,359,141,732	403,088,040	59,221,694,810	98.79
引	JN-70	た物(2025年09月 限)							
		PER)							

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

2025年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり純	資産額(円)	東京証券取引所
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	取引価格(円)
第7計算期間	(2016年 8月10日)	4,113	4,113	121.3500	121.3500	126
第8計算期間	(2017年 8月10日)	5,180	5,180	152.8100	152.8100	153
第9計算期間	(2018年 8月10日)	6,091	6,091	165.0900	165.0900	162
第10計算期間	(2019年 8月10日)	5,273	5,273	147.3500	147.3500	149
第11計算期間	(2020年 8月10日)	6,030	6,030	141.9200	141.9200	141
第12計算期間	(2021年 8月10日)	9,335	9,335	214.6500	214.6500	214
第13計算期間	(2022年 8月10日)	14,524	14,524	265.1000	265.1000	264.1
第14計算期間	(2023年 8月10日)	38,286	38,286	302.4400	302.4400	302.8
第15計算期間	(2024年 8月10日)	77,900	79,144	356.8700	362.5700	362.2
第16計算期間	(2025年 8月10日)	60,198	62,513	330.2400	342.9400	327.7
	2024年 8月末日	81,096		366.4700		368.4
	9月末日	82,632		375.9600		368.5
	10月末日	80,764		374.2700		370
	11月末日	73,447		358.6500		358.6
	12月末日	73,620		367.5700		366.1
	2025年 1月末日	68,940		346.8000		348.3
	2月末日	63,518		322.7700		315.7
	3月末日	66,584		341.8300		334.8
	4月末日	64,367		337.3700		337.9
	5月末日	66,110		346.5100		345
	6月末日	67,253		360.0500		355.2
	7月末日	64,032		351.2700		347.4
	8月末日	59,941		327.9200		327.5

決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

# 【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金
第7計算期間	2015年 8月11日~2016年 8月10日	0.0000円
第8計算期間	2016年 8月11日~2017年 8月10日	0.0000円
第9計算期間	2017年 8月11日~2018年 8月10日	0.0000円
第10計算期間	2018年 8月11日~2019年 8月10日	0.0000円
第11計算期間	2019年 8月11日~2020年 8月10日	0.0000円
第12計算期間	2020年 8月11日~2021年 8月10日	0.0000円
第13計算期間	2021年 8月11日~2022年 8月10日	0.0000円

第14計算期間	2022年 8月11日~2023年 8月10日	0.0000円
第15計算期間	2023年 8月11日~2024年 8月10日	5.7000円
第16計算期間	2024年 8月11日~2025年 8月10日	12.7000円

# 【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第7計算期間	2015年 8月11日~2016年 8月10日	21.7%
第8計算期間	2016年 8月11日~2017年 8月10日	25.9%
第9計算期間	2017年 8月11日~2018年 8月10日	8.0%
第10計算期間	2018年 8月11日~2019年 8月10日	10.7%
第11計算期間	2019年 8月11日~2020年 8月10日	3.7%
第12計算期間	2020年 8月11日~2021年 8月10日	51.2%
第13計算期間	2021年 8月11日~2022年 8月10日	23.5%
第14計算期間	2022年 8月11日~2023年 8月10日	14.1%
第15計算期間	2023年 8月11日~2024年 8月10日	19.9%
第16計算期間	2024年 8月11日~2025年 8月10日	3.9%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

# (4)【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第7計算期間	2015年 8月11日~2016年 8月10日			33,900,000
第8計算期間	2016年 8月11日~2017年 8月10日			33,900,000
第9計算期間	2017年 8月11日~2018年 8月10日	3,000,000		36,900,000
第10計算期間	2018年 8月11日~2019年 8月10日	1,000,000	2,110,000	35,790,000
第11計算期間	2019年 8月11日~2020年 8月10日	14,000,000	7,300,000	42,490,000
第12計算期間	2020年 8月11日~2021年 8月10日	6,000,000	5,000,000	43,490,000
第13計算期間	2021年 8月11日~2022年 8月10日	24,000,000	12,700,000	54,790,000
第14計算期間	2022年 8月11日~2023年 8月10日	71,800,000		126,590,000
第15計算期間	2023年 8月11日~2024年 8月10日	92,700,000	1,000,000	218,290,000
第16計算期間	2024年 8月11日~2025年 8月10日	4,000,000	40,000,000	182,290,000

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

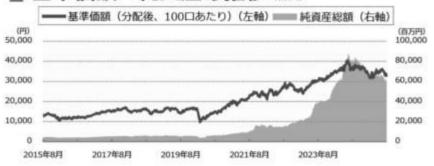
# 参考情報



# **運用実績** (2025年8月29日現在)

# 基準価額・純資産の推移 (日次)

# ■ 分配の推移



(100日の)にり、蘇松田川			
1,270	円		
570	円		
0	円		
0	円		
0	円		
1,840	円		
	1,270 570 0 0		

# 主要な資産の状況

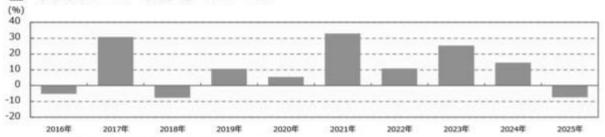
# 投資比率

資産の種類/名称	種類	投資比率 (%)
国債証券	_	70.5
現金・預金・その他資産(負債控除後)	_	29.5
(内)IFSC Nifty50指数先物(2025年09月限)	株価指数先物取引	(質建) 98.9
(内)SGX インドルピー/米ドル 通貨先物(2025年09月限)	その他先物取引	(質建) 98.8

#### 銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	種類	投資比率
1	US TREASURY BILL	国債証券	9.8
2	US TREASURY BILL	国債証券	9.7
3	US TREASURY BILL	国債証券	7.3
4	US TREASURY BILL	国債証券	7.3
5	US TREASURY BILL	国債証券	7.3
6	US TREASURY BILL	国債証券	7.3
7	US TREASURY BILL	国債証券	7.3
8	US TREASURY BILL	国債証券	7.3
9	US TREASURY BILL	国債証券	7.3

# ■ 年間収益率の推移 (層年ペース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。
- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。● ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

#### (1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

#### (2)申込締切時間

取得申込みの受付けについては、原則、取得申込受付日の前営業日の午後4時までに委託者に追加設定の 連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

# (3)申込不可日(信託約款)

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第5号に掲げるものを除きます。)における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

- 1.取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
- 2.取得申込日当日が、「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日でない日」の前営業日と なる場合の当該申込日
- 3.信託財産が組み入れた第18条第1項に規定する指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、信託財産が組み入れる当該指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの
- 4.取得申込日当日が、第35条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)
- 5.前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるや むを得ない事情が生じたものと認めたとき

「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。

- ・インドのナショナル証券取引所の休場日
- ・ムンバイ、シンガポール、ロンドンまたはニューヨークの休日(銀行の通常の営業日以外の日)

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

# (4)販売単位

50万口以上1万口単位とします。

# (5)販売価額

販売基準価額とします。

#### (6)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取 引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等におけ る取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止、または取 得申込みに伴う指数連動有価証券または株価連動有価証券への投資ができない場合、その他やむを得な い事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を 含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは 流動性の極端な減少等)があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取 得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合がありま す。

### (7)取得申込みに関する清算制度について

取得申込みに係る金銭の委託者への支払いの債務の負担を、金融商品取引清算機関へ(金融商品取引法第 2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。)に申込み、これを 清算機関が負担する場合は、取得申込みに係る支払いの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従っ て、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

\*金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

#### (8)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さ L10

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

# 2【換金(解約)手続等】

#### (1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとしま す。

委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券そ の他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価 を行なうよう指図し(当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応 じることができる場合を除きます。)、この信託契約の一部を解約します。

# (2)解約請求の締切時間

原則、一部解約の実行の請求日(「解約申込日」といいます。)の午後4時までに委託者に解約の連絡を して受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

# (3)申込不可日(信託約款)

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則とし

て、当該請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第5号に掲げるものを除きます。)における受益権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受付けを行なうことができます。

- 1.解約申込日当日から起算して6営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、別に 定める海外の休日と同日付となる日がある場合の当該申込日
- 2.解約申込日当日から起算して6営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、信託 財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる 日がある場合の当該申込日
- 3.信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの
- 4.解約申込日の翌営業日の翌日から、当該解約申込日当日から起算して8営業日目の前日までの期間に、第35条に定める計算期間終了日がある場合の当該申込日
- 5.前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるや むを得ない事情が生じたものと認めたとき

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

#### (4)換金単位

50万口以上1万口単位とします。

# (5)換金価額

解約申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

#### (6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

# (7)換金代金の支払い

解約代金は、解約申込日から起算して、原則として8営業日目から販売会社において支払います。 ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、振替受益権の抹消に係る手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

# (8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決

済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォル ト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦 争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、一部解約の実行の請求の受付 けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった 当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しな い場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付け たものとします。

#### (9) 一部解約に関する清算制度について

一部解約に係る振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を、清算機関に申込み、これを清算機関が 負担する場合は、一部解約に係る受渡しの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と 指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

#### (10)受益権と信託財産に属する有価証券との交換

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に 相当する有価証券との交換を請求することはできません。

#### (11)受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日 の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取 引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危 機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体 制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、委託者と協議の うえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受付けた受益権の買取りを取り消す場合がありま す。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を 撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買 取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして、当該日の基準 価額とします。

# (12)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。 野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

#### 3【資産管理等の概要】

# (1)【資産の評価】

# < 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価 して得た金額の合計額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

- 1.信託財産に属する有価証券の時価評価は、原則として、計算日(外国において取引されているものについては、原則として、計算日の前日となります。)における公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格により評価するものとします。
- 2.外貨建資産の評価は、原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

#### <追加信託金>

- ()追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.50%以内の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ( )追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。
- < 受益権と一部解約金の計理処理 >

信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。

# (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

# (3)【信託期間】

無期限とします(2009年11月24日設定)。

# (4)【計算期間】

毎年8月11日から翌年8月10日までとします。

なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

#### (a)ファンドの繰上償還条項

- ( )委託者は、信託財産の一部を解約することにより、受益権の口数が2,000万口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ( )委託者は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象株価指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された後は、委託者は、直ちに、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

# (b)信託期間の終了

- ( )委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項( )」に従い信託期間を終了させるには、書面による 決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の 日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約 に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発しま す。
- ( )上記( )の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ( )上記( )の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ( )上記( )から( )までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし たときには適用しません。また、上記「(a)ファンドの繰上償還条項( )」に従い信託期間を終了さ せる場合には適用しません。
- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

#### (c)信託約款の変更等

- ( )委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ( )委託者は、上記( )の事項(上記( )の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ( )上記( )の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属す

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

るときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ( )上記( )の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ( )書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ( )上記( )から( )までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示 をしたときには適用しません。
- ( )上記( )から( )の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された 場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (d)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告 は、日本経済新聞に掲載します。

## (e)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」( )または「(c)信託約款の変更等」( )に規定する書面に付記します。

#### (f)金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。)に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守 し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止そ の他の措置に従うものとします。

#### (g)信託財産の登記等および記載等の留保等

- ( )信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすること とします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ( )上記( )ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ( )信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する 旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと します。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理するこ とがあります。
- ( )動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (h)有価証券の売却等の指図

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

# (i)再投資の指図

委託者は、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利 子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

# (j)受託者による資金立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株の発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

# (k)委託者の登録取消等に伴う取扱い

- ( )委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ( )上記( )の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託 会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「(c)信託約款の変更等」の書面決議が否決とな る場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (1)委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を 譲渡することがあります。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を承継させることがあります。

# (m)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- ( )受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ( )委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

# (n)受益権の分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

# (o)信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

# (p)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

# (q)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事

者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

収益分配金の支払い

(a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、 当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

- ( )受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- ( )会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記( )の受益者の氏名もしくは名称 および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。 また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者から の申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。
- ( )会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記( )の受益者の振替機関の定める 事項を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に 報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご留意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

(b)受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 収益分配金請求権の失効

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利 を失い、委託者に帰属します。

### 償還金に対する請求権

償還金の支払い

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または上記 の会員等から支払います。

受託者は、信託終了による償還金について支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、償還金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

### 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

### 第3【ファンドの経理状況】

NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50連動型上場投信

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(2024年8月11日から2025年8月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 1【財務諸表】

# (1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第15期 (2024年 8月10日現在)	第16期 (2025年 8月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	7,390,712,668	7,717,838,589
コール・ローン	479,548,506	387,331,684
国債証券	56,194,336,976	38,114,757,845
未収利息	6,250	15,582
差入委託証拠金	21,716,845,154	18,111,554,759
流動資産合計	85,781,449,554	64,331,498,459
資産合計	85,781,449,554	64,331,498,459
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,907,905,267	1,466,036,045
未払金	4,363,099,886	-
未払収益分配金	1,244,253,000	2,315,083,000
未払受託者報酬	18,385,413	17,670,662
未払委託者報酬	330,937,361	318,071,728
その他未払費用	16,794,194	15,745,814
流動負債合計	7,881,375,121	4,132,607,249
負債合計	7,881,375,121	4,132,607,249
純資産の部		
元本等		
元本	21,174,130,000	17,682,130,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	56,725,944,433	42,516,761,210
(分配準備積立金)	4,641,563	10,863,786
元本等合計	77,900,074,433	60,198,891,210
純資産合計	77,900,074,433	60,198,891,210
負債純資産合計	85,781,449,554	64,331,498,459

# (2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第15期 自 2023年 8月11日 至 2024年 8月10日	第16期 自 2024年 8月11日 至 2025年 8月10日
営業収益		
受取利息	2,004,224,203	3 2,329,477,638
有価証券売買等損益	3,476,856	, ,
派生商品取引等損益	5,922,952,31	
為替差損益	131,983,466	
その他収益	600,858,739	9 779,040,018
営業収益合計	8,392,574,93	1,802,277,790
営業費用		
支払利息	340,894	
受託者報酬	29,935,609	9 39,020,465
委託者報酬	538,840,849	9 702,368,131
その他費用	36,643,15	5 45,823,837
営業費用合計	605,760,50	7 787,212,433
営業利益又は営業損失( )	7,786,814,424	2,589,490,223
経常利益又は経常損失( )	7,786,814,424	2,589,490,223
当期純利益又は当期純損失()	7,786,814,424	2,589,490,223
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )		-
期首剰余金又は期首欠損金()	26,006,956,009	56,725,944,433
剰余金増加額又は欠損金減少額	24,444,467,000	1,027,930,000
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	24,444,467,000	1,027,930,000
剰余金減少額又は欠損金増加額	268,040,000	10,332,540,000
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	268,040,000	10,332,540,000
分配金	1,244,253,000	2,315,083,000
期末剰余金又は期末欠損金()	56,725,944,433	3 42,516,761,210

# (3)【注記表】

### <u>( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )</u>

1. 運用資産の評価基準及び評価方法 国債証券

原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

先物取引

計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価 しております。

為替予約取引

計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。

2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算 算基準 期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

3.費用・収益の計上基準

有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

派生商品取引等損益

約定日基準で計上しております。

為替差損益

約定日基準で計上しております。

5. その他

4.金融商品の時価等に関する事項の補金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前足説明 と説明 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取 引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 8月11日から2025年 8月 10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

#### (貸借対照表に関する注記)

第15期		第16期	
2024年 8月10日現在		2025年 8月10日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1.	計算期間の末日における受益権の総数	
218,290,000 🗆	]		182,290,000□
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2 .	計算期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
1口当たり純資産額 356.87円	3	1口当たり純資産額	330.24円
(100口当たり純資産額) (35.687円	ا(	(100口当たり純資産額)	(33.024円)

# ( 掲巻乃び制全全計質書に関する注記 )

	<u> </u>				
第15期	期		÷	 第16期	
自 2023年 8			自 2024	4年 8月11日	
至 2024年 8	8月10日		至 2025	5年 8月10日	
1.分配金の計算過程		1.	分配金の計算過程		
項目			項目		

項目		
当期配当等収益額	А	2,604,742,048円
分配準備積立金	В	750,427,872円
配当等収益合計額	C=A+B	1,854,314,176円
経費	D	605,419,613円
収益分配可能額	E=C-D	1,248,894,563円
収益分配金	F	1,244,253,000円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	4,641,563円
口数	Н	218,290,000 🗆
100口当たり分配金	I=F/H × 100	570円

A	3,108,517,656円
В	4,641,563円
C=A+B	3,113,159,219円
D	787,212,433円
E=C-D	2,325,946,786円
F	2,315,083,000円
G=E-F	10,863,786円
Н	182,290,000□
I=F/H × 100	1,270円
	B C=A+B D E=C-D F G=E-F

### (金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第15期 第16期 自 2023年 8月11日 自 2024年 8月11日 至 2024年 8月10日 至 2025年 8月10日

1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

1.金融商品に対する取組方針

同左

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。

これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リス クなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらさ れております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資す ることを目的として、株価指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格 変動リスクを有しております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、通貨先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨等に係る価格変動リスクを有しております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の外貨エクスポージャーの調整、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま 分析·把 す

す。 | 信用リスクの管理 |信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた |組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第15期	第16期
2024年 8月10日現在	2025年 8月10日現在
1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法 国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	2 . 時価の算定方法 同左

imと近り ります。 (関連当事者との取引に関する注記)

第15期	第16期
自 2023年 8月11日	自 2024年 8月11日
至 2024年 8月10日	至 2025年 8月10日
	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない!	
ため、該当事項はございません。	

### (その他の注記)

元本の移動

第15期 自 2023年 8月11日 至 2024年 8月10日			第16期 自 2024年 8月11日 至 2025年 8月10日	
期首元本額	12,279,230,000円	期首元本額		21,174,130,000円
期中追加設定元本額	8,991,900,000円	期中追加設定元本額		388,000,000円
期中一部解約元本額	97,000,000円	期中一部解約元本額		3,880,000,000円

### 2 有価証券関係

売買目的有価証券		
種類	第15期 自 2023年 8月11日 至 2024年 8月10日	第16期 自 2024年 8月11日 至 2025年 8月10日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	3,425,312	8,174,489
合計	3.425.312	8.174.489

### 3 デリバティブ取引関係

### デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

	:	第15期(2024年 8月10日現在)				第16期(2025年 8月10日現在)			
種類	契約額等 (円	円)			契約額等 (円)				
		うち1年 超	時価(円)	評価損益(円)		うち1年 超	時価(円)	評価損益(円)	
市場取引									
株価指数先物取引									
買建	79,046,497,485	-	77,458,225,179	1,588,272,306	59,549,247,522	-	59,130,883,482	418,364,040	
通貨先物取引									
買建	77,801,008,862	-	77,481,383,731	319,625,131	60,085,873,712	-	59,038,339,407	1,047,534,305	
市場取引以外の取引									
為替予約取引									
売建	1,283,871,180	-	1,283,879,010	7,830	2,502,163,700	-	2,502,301,400	137,700	
米ドル	1,283,871,180	-	1,283,879,010	7,830	2,502,163,700	-	2,502,301,400	137,700	
合計	-	-	-	1,907,905,267	-	-	-	1,466,036,045	

### (注)時価の算定方法

### 1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価してお ります。

#### 2 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合 は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物 相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧 客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

# (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年8月10日現在)

該当事項はありません。

### (2)株式以外の有価証券(2025年8月10日現在)

(2)称20次月0月间距为(2025年0月10日%在)							
種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考		
国債証券	米ドル	US TREASURY BILL	30,000,000.00	29,985,864.00			
		US TREASURY BILL	40,000,000.00	39,948,604.00			
		US TREASURY BILL	30,000,000.00	29,910,978.00			
		US TREASURY BILL	30,000,000.00	29,886,441.00			
		US TREASURY BILL	40,000,000.00	39,815,736.00			
		US TREASURY BILL	30,000,000.00	29,789,955.00			
		US TREASURY BILL	30,000,000.00	29,768,001.00			
		US TREASURY BILL	30,000,000.00	29,720,700.00			
	小計	銘柄数:8	260,000,000.00	258,826,279.00			
				(38,114,757,845)			

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		組入時価比率:63.3%	100.0%	1 1
	合計		38,114,757,845	
			(38,114,757,845)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

### 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

#### 2025年8月29日現在

資産総額	62,635,301,791円
負債総額	2,693,991,827円
純資産総額( - )	59,941,309,964円
発行済口数	182,790,000□
1口当たり純資産額( / )	327.92円

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

# (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

# (3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

解約の実行の請求の受付け、一部解約金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等 にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

### 1【委託会社等の概況】

### (1)資本金の額

2025年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

### (2)会社の機構

#### (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および 監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

# 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

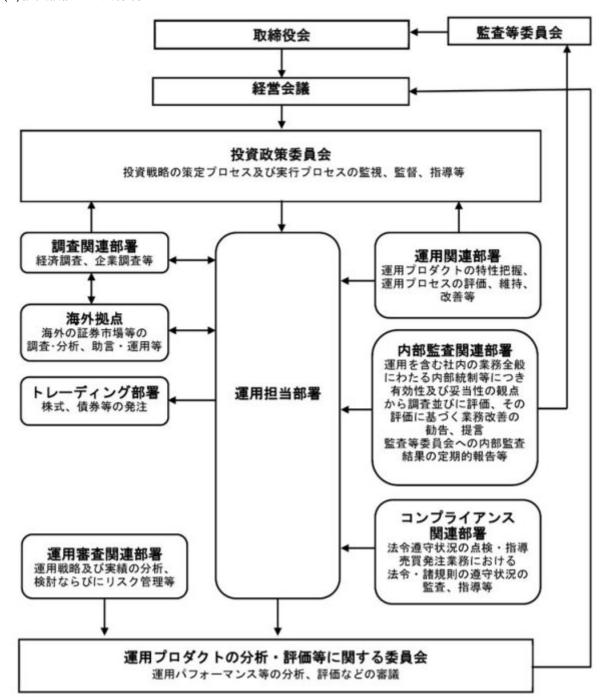
### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

#### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上(但し、過半数は社外取締役)で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

### (b)投資信託の運用体制



# 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年8月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	910	60,080,192

単位型公社債投資信託 合計	376 1.429	618,921 68,639,445
追加型公社債投資信託	14	7,219,032
単位型株式投資信託	129	721,300

# 3【委託会社等の経理状況】

- 1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」 という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月 6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

### (1)【貸借対照表】

		前事業年度		当事業年度	
		(2024年	3月31日)	(2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(	百万円)	金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			18		21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産			945		881
建物	2	595		589	
器具備品	2	350		292	
無形固定資産			5,658		6,889
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産			17,314		14,923
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	

長期前払費用	10		11	
前払年金費用	1,875		2,413	
繰延税金資産	2,651		3,134	
その他	908		92	
固定資産計		23,918		22,694
資産合計		116,638		123,775

		前事業年度 (2024年	3月31日)	当事業年度 (2025年)	3月31日)
区分	注記番号	金額(	金額(百万円)		5万円)
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	1		12,507		12,594
未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		-
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本			59,820		69,751
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			28,910		38,841
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

# (2)【損益計算書】

		<b>I</b>		I	有価証券
		前事業年度		当事業年度	
			3年4月1日 年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記番号		百万円)	金額(百万円)	
	<u> </u>				
本			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
)  営業費用					·
			43,258		56,923
   広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		(自 2023年4月1日 (自 2024年4月1日	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	

加业分库	H H					
8,972	8		7,875			営業外収益計
						営業外費用
		210		123		支払利息
		396		782		金銭の信託運用損
		10		14		時効後支払損引当金繰入額
		134		28		投資事業組合運用損
		10		18		その他
763			967			営業外費用計
53,043	53		39,149			経常利益
						特別利益
		56		28		株式報酬受入益
56			28			特別利益計
						特別損失
		-		5		投資有価証券売却損
		-		490		関係会社株式評価損
		14		31	2	固定資産除却損
14			527			特別損失計
53,085	53		38,651			税引前当期純利益
15,463	15		10,821			法人税、住民税及び事業税
482			354			法人税等調整額
38,105	38		28,183			当期純利益
1	1	14	38,651 10,821 354	31		特別損失計 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額

# (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
	資本金		<b>スの</b> 供	資本		その他利	益剰余金	利益	株主
		資 本   	その他 資本 剰余金	剰余金	利 益 準備金	別。途積立金	繰 越 利 益 剰余金	剰余金 計	資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							55,782	55,782	55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の 取崩						24,606	24,606	1	-
株主資本以外									
の項目の当期									
変動額(純									
額)									
当期変動額合計	-	-	-	ı	•	24,606	2,991	27,598	27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位:百万円)

	評価・捘		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目			
の当期変動額(純	97	97	97
額)			
当期変動額合計	97	97	27,500
当期末残高	327	327	60,147

# 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							
		貸	[本剰余]	金		利益剰余金		
						その他		
						利益剰余		
	資本金	資本	その他	資本	利益	金	利 益	資本
	<b>貞</b> 华並	準備金	資 本	剰余金	準備金	繰	剰余金	合計
		— IIII 212	剰余金	合 計	— IHI 212	越	合 計	
						利 益		
						剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						28,174	28,174	28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外								
の項目の当期								
変動額(純								
額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位:百万円)

評価・排	<b>桑算差額等</b>	
その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計

当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目			
の当期変動額(純	9	9	9
額)			
当期変動額合計	9	9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

## [重要な会計方針]

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない ... 時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理

し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない … 移動平均法による原価法

株式等

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方 法 時価法

3. デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法 時価法

4 . 外貨建の資産又は負債の本邦通貨 への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

 建物
 6年

 附属設備
 6~15年

 器具備品
 4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

6 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上 しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業 年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づ く将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

#### 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

### 「会計上の見積りの変更に関する注記 ]

7. 収益及び費用の計上基準

# (1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく 退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もり を行いました。この見積りの変更による増加額308百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しており ます。

### 「表示方法の変更に関する注記 ]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた47百万円は、「投資事業組合運用損」28百万円、「その他」18百万円として組み替えております。

### [会計方針の変更]

該当事項はありません。

# 「未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」 (企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

## (1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

# 「追加情報 ]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025年4月1日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

### [注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末	当事業年度末
(2024年3月31日)	(2025年3月31日)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1.関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。

未払費用 1,939百万円

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

建物1,214百万円器具備品733合計1,948

1.関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。

2,204百万円

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

未払費用

建物1,528百万円器具備品792合計2,320

### 損益計算書関係

前事業年度		当事業年度		
(自 2023年4月1日		(自 2024年4月1日		
至 2024年3月31日	)	至 2025年3月31日	)	
1.関係会社に係る注記		1.関係会社に係る注記		
区分掲記されたもの以外で関係	会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関係	系会社に対するもの	
は、次のとおりであります。		は、次のとおりであります。		
受取配当金	7,050百万円	受取配当金	6,591百万円	
2.固定資産除却損		2 . 固定資産除却損		
建物	-百万円	建物	0百万円	
器具備品	0	器具備品	-	
ソフトウェア	30	ソフトウェア	14	
合計	31		14	

### 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

# 2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額55,782百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額10,830円基準日2023年3月31日効力発生日2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額28,174百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額5,470円

基準日2024年3月31日効力発生日2024年6月28日

# 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額28,174百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額5,470円基準日2024年3月31日効力発生日2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額38,115百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額7,400円基準日2025年3月31日効力発生日2025年6月30日

### 金融商品関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

# (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ 取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとん どないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議 で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2)その他(デリバティブ取引)	24	24	-
負債計	24	24	-

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、 上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等()	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

- ( ) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
  - 2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

### (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

				/
	1年以内	1年超	5年超	10年超
		5年以内	10年以内	
預金	7,405	-	-	-

金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベル に分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時 価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額		(単位:百万円)	
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(運用目的・その	-	44,745	-	44,745
他)				
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引 (通貨関連)	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

#### (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

# 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

# デリバティブ取引

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

# 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

### (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ 取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとん どないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議 で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	46,810	46,810	-
(2)その他(デリバティブ取引)	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費 用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもので あることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、 上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等()	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

( )1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

### (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

1年以内	1年超	5年超	10年超
一十八四	5年以内	10年以内	10千炟

預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベル に分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位:百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(運用目的・その 他)	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引(通貨関連)	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

### (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

### 有価証券関係

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2024年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2024年3月31日) 該当事項はありません。
- 3 . 子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等(貸借対照表計上額174百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,638百万円)については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2025年3月31日) 該当事項はありません。
- 満期保有目的の債券(2025年3月31日)
   該当事項はありません。
- 3 . 子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等(貸借対照表計上額174百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,989百万円)については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

- 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
- (1) 通貨関連

# 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うちー年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	24	24

# 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うちー年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

# 退職給付関係

# 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

# 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

### 2.確定給付制度

# (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	1,024
退職給付の支払額	1,150
その他	11
	19,205

# (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

19,378 百万円
455
1,415
848
850
21,247

# (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	21,247
	4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

# (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

### (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分 と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮 しております。

### (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

1.8% 確定給付型企業年金制度の割引率 退職一時金制度の割引率 1.3% 長期期待運用収益率 2.35%

### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

#### 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確 定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

### 2.確定給付制度

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
が	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	1,665
数性可算工の差異の光王領 退職給付の支払額	1,317
過去勤務費用の発生額	882
	7
その他	<u> </u>
退職給付債務の期末残高	16,418
年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	1,023
年金資産の期末残高	21,041
退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上 及び前払年金費用の調整表	された退職給付引当金
積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	21,041
	6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
ᇃᄦᄵᄼᅥᄀᆚᅶᄼ	2 649
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	499
数理計算上の差異の費用処理額	157
過去勤務費用の費用処理額	58
確定給付制度に係る退職給付費用	371
年金資産に関する事項   年金資産の主な内容   年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りで	<b>す</b> 。
債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
	100%
会計 長期期待運用収益率の設定方法 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在 と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来 しております。	100% 及び予想される年金貨

2.5%

1.9%

2.35%

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率

退職一時金制度の割引率

長期期待運用収益率

3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

# 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末		当事業年度末			
(2024年3月31日)		(2025年3月31日)			
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の			
内訳		内訳			
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円		
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840		
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824		
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281		
未払事業税	360	未払事業税	547		
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12		
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331		
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192		
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509		
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81		
資産除去債務	348	資産除去債務	451		
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135		
その他	50	その他	38		
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245		
評価性引当額	1,848	評価性引当額	1,973		
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271		
繰延税金負債		繰延税金負債			
資産除去債務に対応する除去費用	109	資産除去債務に対応する除去費用	144		
関係会社株式評価益	85	関係会社株式評価益	86		
その他有価証券評価差額金	146	その他有価証券評価差額金	145		
前払年金費用	581	前払年金費用	760		
繰延税金負債合計	922	繰延税金負債合計	1,136		
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134		
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人	税等の負担率	   2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人	税等の負担率		
との差異の原因となった主な項目別の内訳		との差異の原因となった主な項目別の内訳			
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%		
(調整)		(調整)			
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%		
受取配当金等永久に益金に算入されな		受取配当金等永久に益金に算入されな			
い項目	5.4%	い項目	3.9%		
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%		
外国税額控除	0.3%	外国税額控除	0.3%		
外国子会社からの受取配当に係る外国		外国子会社からの受取配当に係る外国			
源泉税	0.5%	源泉税	0.5%		
その他	0.2%	その他 _	0.4%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 _	28.2%		

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第 13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、 2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法 人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関す る取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに 関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

				(単位:百万円)
		前事業年度		当事業年度
	自	2023年4月 1日	自	2024年4月 1日
	至	2024年3月31日	至	2025年3月31日
期首残高		1,123		1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-		-
資産除去債務の履行による減少		-		-
見積もりの変更による増加		-		308
期末残高		1,123		1,431

### 4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[会計上の見積りの変更に関する注記](1)に記載の通りであります。

収益認識に関する注記

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

TAIX (H 2020 1 1/3	· H - T - 0 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
	前事業年度
区分	(自 2023年4月 1日
	至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬(注)	2,071百万円

その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

### 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

13:30 122 (	
	当事業年度
区分	(自 2024年4月 1日
	至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬 (注)	2,042百万円
その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

- 2. 関連情報
  - (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

赤上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

# 2. 関連情報

# (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

# (2)地域ごとの情報

### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

# (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

### 関連当事者情報

# 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

### 1. 関連当事者との取引

# (ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)		
							資金の借入 (*1)	141,800	短期			
親会社	野村ホールディングス	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会 社業	被所有100%	被所有100%	被所有100%	経営管理	資金の返済 (*1)	128,100	借入金	13,700
	株式会社						借入金利息 (*1)	123	未払利息	19		

# (イ)子会社等

	(1)14	1		1						
種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の貸付 (*1)	2,856	短期貸付金	757
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	谷全管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の返済 (*1)	3,081		
							貸付金利息 (*1)	48	未収利息	9

# (ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	30,272	未払手数料	7,148

## (エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
    - (\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

### 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

# 1.関連当事者との取引

# (ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)									
							資金の借入 (*1)	177,500	短期										
親会社	野村ホールディングス	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会 社業								会 被所有100%	☆ 被所有100%	被所有100%	経営管理	資金の返済 (*1)	185,200	借入金	6,000
	株式会社						借入金利息(*1)	210	未払利息	3									

# (イ)子会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
	ノムラ・エー						資金の貸付 (*1)	6,964	短期	
子会社	エム・ファ イナンス・ インク	ケイマン	· ·	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の返済 (*1)	5,368	貸付金	2,242
						貸付金利息 (*1)	93	未収利息	23	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

子会社	ノムラ・ア セット・マネ ジ メ ン ト U . S . A . インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	-	有償減資 (*2)	4,475	-	-	
-----	--	--------	--------------------	-------	--------	---	--------------	-------	---	---	--

# (ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任		40,328	未払 手数料	7,644

# (エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
    - (\*2) ノムラ·アセット·マネジメント U.S.A.インクが行った有償減資の金額を記載しております。
    - (\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

# 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

# (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

### 1株当たり情報

前事業年度		当事業年度			
(自 2023年4月1日		(自 2024年4月1日			
至 2024年3月31日)		至 2025年3月31日	∃)		
1株当たり純資産額	11,677円62銭	1 株当たり純資産額	13,603円86銭		
1 株当たり当期純利益	5,471円85銭	1 株当たり当期純利益	7,398円11銭		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益に	ついては、潜在	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在			
株式が存在しないため記載しておりませ	せん。	株式が存在しないため記載しておりません。			
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎			
損益計算書上の当期純利益	28,183百万円	損益計算書上の当期純利益	38,105百万円		
普通株式に係る当期純利益	普通株式に係る当期純利益 28,183百万円		38,105百万円		
普通株主に帰属しない金額の主要な	内訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳			
該当事項はありません。	該当事項はありません。				
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株		

## 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の 額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

# 5【その他】

# (1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

# (2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

### (1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<sup>\* 2025</sup>年8月末現在

## (2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容		
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金		
エービーエヌ・アムロ・クリア リング証券株式会社	4,930百万円	融商品取引業を営んでいます。		
シティグループ証券株式会社	96,307百万円			
バークレイズ証券株式会社	38,945百万円			
BNPパリバ証券株式会社	102,025百万円			
BofA証券株式会社	83,140百万円			
三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円			

<sup>\* 2025</sup>年8月末現在

### 2【関係業務の概要】

### (1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の 保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

### (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、交換 請求の受付、受益権の買取りに関する事務、一部解約金の支払いに関する事務ならびに償還金の支払いに関 する事務等を行ないます。

# 3【資本関係】

(2025年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレス をコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

# 独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

# EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士

長谷川 敬

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 水 永 真太郎

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監 査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会 計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続 できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年10月17日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

# EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50連動型上場投信の2024年8月11日から2025年8月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50連動型上場投信の2025年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

# 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

- 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。